

業 務 概 要

令和3年度版

広島県立身体障害者更生相談所

目 次

I	概要	1
1	設置	
2	沿革	
3	職員の配置状況	
II	業務の概況	2
1	業務の内容	2
(1)	相談業務	
(2)	判定業務	
(3)	市町相互間の連絡調整等の業務	
(4)	地域リハビリテーション推進事業の業務	
2	相談・判定業務の取扱状況	4
(1)	年度別相談件数の推移	
(2)	補装具定期・不定期相談（判定）会の実施状況	
(3)	補装具の判定状況	
(4)	自立支援医療（更生医療）の判定状況	
(5)	障害者支援施設に係る入所調整状況	
3	地域リハビリテーション推進事業	10
(1)	地域ケア機関連絡会議	
(2)	補装具給付適正化連絡会議	
(3)	市町身体障害者福祉事務担当者等研修	
4	ろうあ者専門相談員の相談受付状況	10
III	資料	
1	身体障害者更生相談所の相談会	11
(1)	場所と日時	
(2)	定期巡回相談会場位置図	

I 概要

1 設置

広島県立身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条に基づき身体障害者の更生援護の利便を図るとともに、市町の援護の適切な実施の支援を行うことを目的として設置されたものであり、身体障害者に関する専門的な相談、補装具費の支給・自立支援医療費（更生医療）支給に係る医学的判定、障害者支援施設への入所調整等を行っている。

2 沿革

昭和 26 年 9 月 広島市出汐町に設置（広島県規則第 104 号）

昭和 39 年 3 月 広島市宇品東四丁目に移転（広島県条例第 41 号）

昭和 57 年 5 月 広島県立障害者リハビリテーションセンター内（現在地）に移転

平成 3 年 6 月 広島市身体障害者更生相談所の設置に伴い、広島市に身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談事務を移管

3 職員の配置状況

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区分	職名等	人員数	備考
常勤	所長	1	事務
	主幹	1	事務
	主査	2	事務
	技師	1	作業療法士
	主任（エルダースタッフ）	1	事務
	主任（エルダースタッフ）	1	保健師
	主任（エルダースタッフ）	1	看護師
	障害者支援事務従事員	1	看護師
	ろうあ者専門相談員	1	相談・手話通訳
非常勤	嘱託職員	33	判定医 32 人 義肢装具適合判定補助員 1 人

II 業務の概況

1 業務の内容

身体障害者福祉法第 11 条に基づき身体障害者の自立と社会経済活動の参加を促進するための援助と必要な保護（更生援護）の支援業務等を実施している。

(1) 相談判定業務

身体障害者に関する専門的な相談・指導を行っている。

年度計画を策定し、相談（判定）会を事前予約で実施している。

ア 来所（当所）による相談（判定）会

（令和 3 年度）

種別	実施日
肢体障害	年 20 回計画（毎月第 1, 第 3 月曜日 ただし、3 月, 9 月は第 1 月曜日のみ, 5, 1 月は第 3 月曜日のみ）
聴覚障害	年 4 回（6, 9, 12, 3 月の第 1 金曜日）

イ 巡回による相談（判定）会

定期巡回： 県内 7 会場にて年間計画に基づき実施

不定期巡回： 県内 3 会場にて実施

ウ 電話相談

(2) 判定業務

市町からの依頼に基づき、更生医療給付の適否、施設入所に係る調整、職能判定及び補装具費支給の要否・適合等についての医学的判定を行っている。

また、戦傷病者特別援護法の適用を受ける身体障害者についても、補装具支給の要否・適合等の判定することができる。

身体障害者手帳に係る診断業務は、相談（判定）会における補装具の判定に係る手帳内容の変更の場合としており、これ以外の場合の手帳診断は医療機関において身体障害者福祉法第 15 条指定医師の診断を受けることとしている。なお、聴覚の不定期相談会に限り手帳診断も行っている。

(3) 市町相互間の連絡調整等の業務

障害者支援施設入所等に係る市町間の連絡調整を実施し、公平かつ公正な施設入所及び利用を図るため、入所調整要領を制定し入所優先順位等の調整を行っている。

(4) 地域リハビリテーション推進事業の業務

ア 地域ケア連絡会議

障害者が地域の中で生活していくためのケアについて、関係機関が情報交換をするため連絡会議を開催している。

イ 補装具適正化連絡会議

補装具費支給の適正化を図るため、補装具製作・販売業者との連絡会議を開催している。

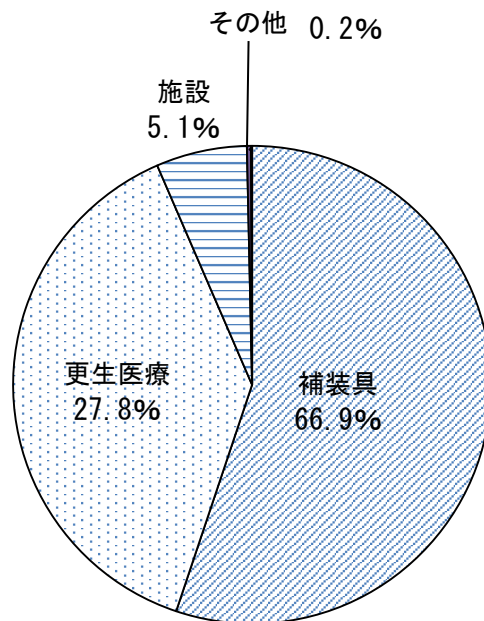
ウ 市町身体障害者福祉事務担当者等研修

市町の身体障害者福祉事務担当者等職員の資質向上を図るため担当者会議を開催し、研修を実施している。

2 相談・判定業務の取扱状況

(1) 年度別相談件数の推移

		更生医療	補装具	手帳	職業	施設	生活	その他	計
28年度	窓口・電話	410	807	7	0	17	0	7	1,248
	相談会	0	5	0	0	0	0	0	5
29年度	窓口・電話	481	1210	3	0	1	1	7	1703
	相談会	0	4	0	0	0	0	0	4
30年度	窓口・電話	508	963	3	0	0	0	1	1,475
	相談会	0	0	0	0	0	0	0	0
R元年度	窓口・電話	535	765	2	0	89	0	0	1,391
	相談会	20	33	2	1	0	0	0	56
R2年度	窓口・電話	436	1053	0	0	81	0	3	1,573
	相談会	7	12	0	0	0	0	0	19



令和2年度 窓口・電話・相談会

(2) 補装具 定期・不定期相談（判定）会等の実施状況

来所（当所）及び県内7会場（安芸郡海田町、廿日市市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市）において、定期相談（判定）会を実施した。

また、不定期相談（判定）会は、県内3会場の内、〔肢体〕は山県郡北広島町、安芸高田市は実施した。なお、〔聴覚〕の尾道市御調町は新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。会場別取扱実人員は、次のとおりである。

会場別取扱件数の推移

【聴覚障害】

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
海田	12	15	15	19	5
廿日市	17	21	17	20	6
呉	62	80	52	56	13
三原	57	40	49	50	7
尾道	45	47	49	44	3
福山	109	108	116	150	11
三次	30	22	22	24	17
当所	32	45	34	31	7
不定期	8	13	12	11	0
	8	13	6	8	0
書面	8	5	9	17	326
計	380	396	375	422	395

※不定期の下段は手帳交付要否診断件数で外数。

【肢体不自由】

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
海田	31	23	31	20	4
廿日市	50	56	45	36	9
呉	90	44	88	127	22
三原	32	27	18	21	5
尾道	47	47	44	50	25
福山	132	137	160	134	78
三次	72	59	54	46	23
当所	215	172	191	147	69
不定期	16	10	15	14	8
書面	68	74	69	58	207
計	753	649	715	653	450

※仮合・適合件数を含む。

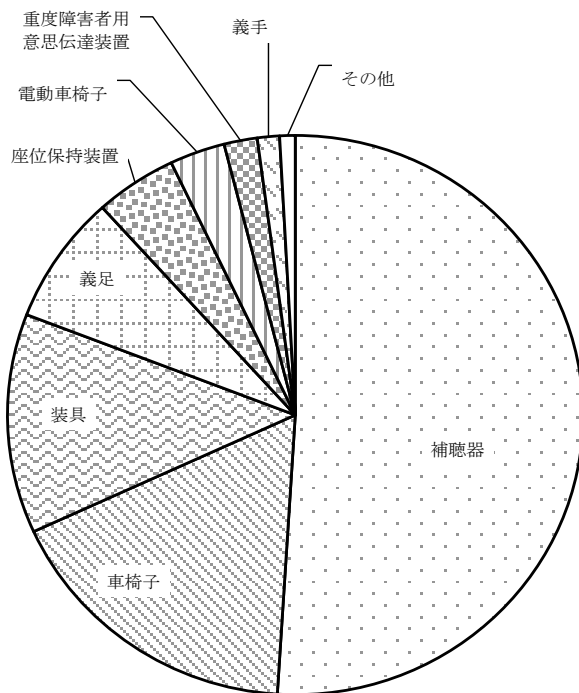
(3) 補装具の判定状況

補装具の種目別判定件数の推移

区分	判定件数				
	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
義手	11	4	5	8	10
義足	84	65	68	60	60
装具	113	137	129	111	102
補聴器	359	347	333	422	410
車椅子	193	160	158	142	138
電動車椅子	46	45	41	29	25
座位保持装置	51	48	49	47	37
重度障害者用意思伝達装置	18	19	18	14	15
その他	5	9	5	7	7
計	880	834	806	840	804

令和2年度の判定状況を種目別にみると、補聴器が410件と最も多く51.0%を占め、車椅子が138件で続いている。

補装具の判定状況（令和2年度）



種目	件数	構成比
補聴器	410	51.0%
車椅子	138	17.2%
装具	102	12.7%
義足	60	7.5%
座位保持装置	37	4.6%
電動車椅子	25	3.1%
重度障害者用意思伝達装置	15	1.9%
義手	10	1.2%
その他	7	0.8%
合計	804	100.0%

補装具の種目別判定件数 (令和2年度)

	種 目	件数	骨格 構造 (内数)	構成比		種 目	件数	レディ メイド (内数)	構成比	
義 手	肩義手	0	0	1.2%	補 聴 器	高度難聴用ポケット型	10	レディ メイド (内数)	51.0%	
	上腕義手	1	1			高度難聴用耳かけ型	238			
	肘義手	0	0			重度難聴用ポケット型	8			
	前腕義手	1	0			重度難聴用耳かけ型	149			
	手義手	3	0			耳あな型	4			
	手部義手	4	0			骨導型	0			
	手指義手	0	0			修理	0			
	修理	0	0			非該当	1			
	非該当	0	0			FM型	0			
	特例	1	0			特例	0			
	小計	10	1			小計	410			
	義 足	股義足	1			1	7.5%			車 椅 子
大腿義足		8	8	リクライニング普通型	1	0				
膝義足		1	0	手動リフト式普通型	0	0				
下腿義足		42	38	片手駆動型	0	0				
果義足		1	1	手押し型	10	1				
足根中足義足		0	0	リクライニング式手押し型	6	1				
足指義足		0	0	クッション	1	0				
修理		7	7	レバー駆動型	0	0				
非該当		0	0	ティルト式普通型	3	0				
特例		0	0	リクラ・ティルト式普通型	2	0				
小計		60	55	ティルト式手押し型	14	1				
装 具		長下肢装具	9	12.7%	座 位 保 持 装 置	リクラ・ティルト式手押し型		26	0	
	膝装具	0	その他			0	0			
	短下肢装具	67	非該当			0	0			
	足底装具	13	修理等			2	0			
	靴型装具	9	特例			1	0			
	上肢装具	3	小計			138	7			
	体幹装具	1	3.1%			そ の 他	座位保持装置	7	0.8%	
	修理	0					車椅子付	27		
	非該当	0					電動車椅子付	3		
	特例	0					非該当	0		
小計	102	修理		0						
電 動 車 椅 子	電動普通型	2		3.1%	そ の 他		特例	0		0.8%
	電動リフト式普通型	0					小計	37		
	電動リクラ式普通型	1					頭部保護帽	0		
	手動兼用型	15					歩行器	1		
	電動ティルト式普通型	1					歩行器特例	5		
	電動リクラ・ティルト式普通型	2	起立保持具			0				
	修理	3	起立保持具特例			1				
	非該当	0	排便補助具			0				
	特例	1	排便補助具特例			0				
	小計	25	眼鏡			0				
伝 達 装 置 重 度 障 害 者 意 思	重度障害者意思伝達装置	13	1.9%	他	座位保持椅子特例	0	0.8%			
	修理	2			歩行補助つえ特例	0				
	特例	0			小計	7				
	小計	15			合計	804		100%		

(4) 更生医療の判定状況

身体の機能障害を除去又は軽減するための医療に対して、障害者総合支援法により更生医療の給付制度が設けられており、市町からの判定依頼に基づき、給付の可否に係る判定を実施している。判定状況は、次のとおりであり、腎臓機能障害に係るものが大半を占めている。

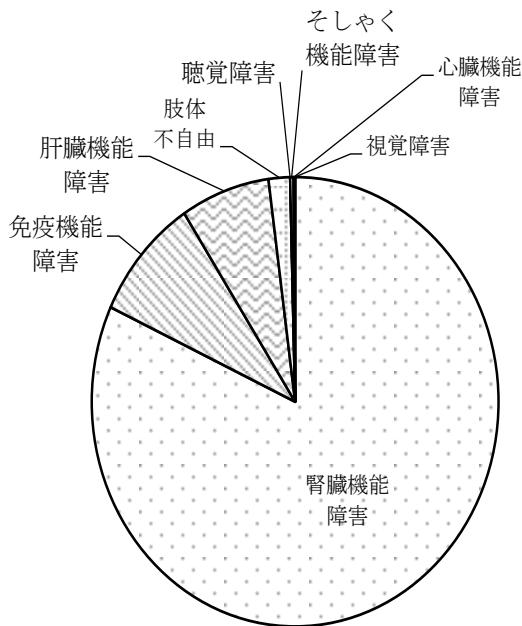
平成24年度から外来による人工透析に限り、再認定4回目以降については当所での判定を省略しているが、引き続き人工透析療が8割を占めている。

(R2年度は新型コロナウイルス感染症のため市町で判定している件数を除く)

更生医療判定件数の推移

区分	判定件数					
	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	
免疫機能障害	122	125	133	139	68	
そしゃく機能障害	1	1	3	4	2	
視覚障害	0	0	0	0	0	
聴覚障害	1	1	7	1	0	
肢体不自由	64	58	32	26	13	
内部障害	腎臓機能	853	869	811	828	625
	心臓機能	3	2	1	2	1
	肝臓機能	72	74	87	91	54
計	1,116	1,130	1,074	1,091	763	

更生医療判定状況（令和2年度）



種目	件数	構成比
腎臓機能障害	625	81.9%
免疫機能障害	68	8.9%
肝臓機能障害	54	7.1%
肢体不自由	13	1.7%
聴覚障害	0	0.0%
そしゃく機能障害	2	0.3%
心臓機能障害	1	0.1%
視覚障害	0	0.0%
合計	763	100.0%

(5) 障害者支援施設に係る入所調整状況

平成 18 年度に障害者自立支援法(平成 25 年 4 月 1 日に障害者総合支援法へ移行)が施行され、旧身体障害者療護施設の入所についても、原則、施設入所希望者と施設管理者との契約によることとなったが、当所では、入所希望者が定員を上回る障害者支援施設に関して、施設利用の緊急性や必要性の高い人が適切に施設サービスを利用できるよう、公平性や公正性のある調整を行うため、「障害者支援施設入所調整要領」を定め、広島市・福山市も含めた県内の入所調整を行っている。令和 3 年 1 月 31 日現在の待機登録者数は、197 人。

3 地域リハビリテーション推進事業

(1) 地域ケア機関連絡会議

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 補装具給付適正化連絡会議

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 市町身体障害者福祉事務担当者等研修

開催場所 広島県立障害者リハビリテーションセンター 若草園講堂

開催日 令和2年8月31日

参加者数 42名

研修内容 補装具, 更生医療, 施設入所調整事務

4 ろうあ者専門相談員の相談受付状況

ろうあ者等の相談に対応するため専門相談員が配置されている。相談状況は次のとおりである。

ろうあ者専門相談員相談受付状況

(単位：件)

区分 年度	家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 ・ 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 児 育	障 害 者 福 祉 等	サ ラ イ ブ ス 等	日 常 生 活 用 具	補 装 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他	計
H30年	31	80	16	9	55	2	7	218	2	13	3	0	436		
R元年	18	63	36	5	44	1	11	390	2	0	0	0	570		
R2年	4	62	3	0	45	1	2	82	0	4	1	0	204		

※R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、判定会中止（書面判定に切り替え）

及び判定会の人数制限により「補装具・日常生活用具」の相談件数は減少している。

Ⅲ 資 料

令和3年度県立身体障害者更生相談所定期相談会の場所と日時

令和3年4月1日現在

場 所	相談種別	開 設 日	受付時間	判定開始時間
県立身体障害者更生相談所 (東広島市西条町田口295-3)	肢体障害	4・6・7・8・10・11・12・2月	13:00~14:00	14:00~
		9・3月		
		5・1月		
ひまわりプラザ (安芸郡海田町南つくも町11-16)	肢体障害	4・6・10・2月	13:00~14:00	14:00~
	聴覚障害	5・9・1月	13:00~13:45	14:00~
廿日市市総合健康福祉センター (山崎本社みんなのあいプラザ) (廿日市市新宮1-13-1)	肢体障害	5・7・1・3月	13:00~14:00	14:00~
	聴覚障害	7・3月	13:00~13:45	14:00~
廿日市市中央市民センター (廿日市市天神11-29)	肢体障害	9・11月	13:00~14:00	14:00~
	聴覚障害	11月	13:00~13:45	14:00~
すこやかセンターくれ (呉市和庄1-2-13)	肢体障害	4・5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月	9:00~10:00	10:00~
	聴覚障害	5・7・9・11・1・3月	13:00~13:45	14:00~
三原市中央公民館 (三原市円一町2-3-1)	肢体障害	6・2月	13:00~14:00	14:00~
		10月	13:00~14:00	14:00~
	聴覚障害	6・10・2月	12:30~13:15	13:30~
尾道市総合福祉センター (尾道市門田町22-5)	肢体障害	5・11・1・3月	13:00~14:00	15:00~
		7・9月		
	聴覚障害	4・8・12月	13:00~13:45	14:00~
県東部厚生環境事務所福山支所 (福山市三吉町1-1-1)	肢体障害	5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月	10:00~10:30	10:30~
	聴覚障害	6・8・10・12・2月	13:00~13:45	14:00~
		4月		
	視覚障害	7・11・3月 ※義眼相談のみ	10:00~12:00	
県北部厚生環境事務所 (三次市十日市東4-6-1)	肢体障害	5・7・9・11・1・3月	13:00~14:00	14:00~
	聴覚障害	4・6・8・10・12・2月	13:00~13:45	14:00~

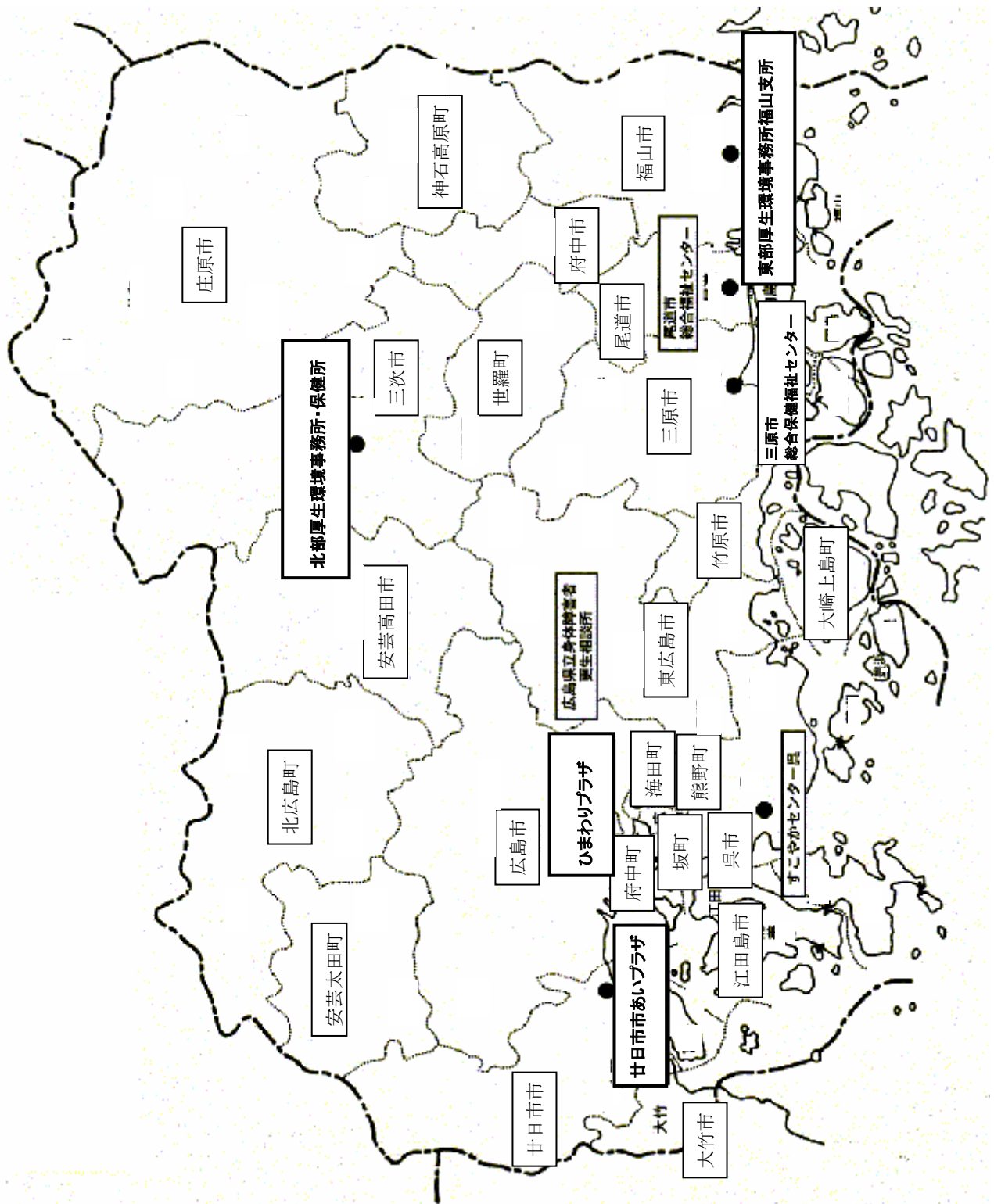
令和3年度県立身体障害者更生相談所不定期相談会の場所と日時

場 所	相談種別	開 設 日	受付時間	判定開始時間
北広島町役場 (山県郡北広島町有田1234)	肢体障害	6月23日(水)	10:00~10:30	10:30~
		10月27日(水)		
安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ (安芸高田市吉田町吉田761)	肢体障害	6月23日(水)	13:00~14:00	14:00~
		10月27日(水)		
尾道市瀬戸田福祉保健センター (尾道市瀬戸田町林1288番7)	聴覚障害	10月13日(水)	13:30~14:00	14:00~

※相談会の利用については、市町へ事前に予約してください。

※相談会の日時は、当初計画の日時であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間中は、感染拡大防止のため、一部の定期相談会を中止しました。

1 身体障害者更生相談所の相談会



【案内図】



【交通】

- ① JR 西条駅から
 - ・広島県立障害者リハビリテーションセンター行送迎バス（無料）約 20 分
 - ・中国 JR バス呉方面行「西条農高前」下車徒歩 15 分
 - ・中国 JR バス広島大学行「ががら口」下車徒歩 15 分
- ② 新幹線東広島駅からタクシー10分

業務概要 令和3年度版

令和3年9月発行

広島県立身体障害者更生相談所

〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3

電話番号 (082) 425-1455 (代表) 内線 221, 222, 223

F A X (082) 425-1634